株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年七月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十八号

株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令

内閣は、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第十二条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（開発途上地域以外の地域における事業に関して行うことができる業務の特例）

第七条　当分の間、第五条第一号の規定の適用については、同号中「次に掲げる事業」とあるのは、「次に掲げる事業又は新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の発生後の国際金融秩序の混乱に伴いその国際競争力の維持に関する国の施策の推進に著しい支障が生じている産業に属する事業として財務大臣が定める事業（イからムに規定する事業を除く。）」とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年七月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十九号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十四号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（労働者災害補償保険法施行令の一部改正）

第一条　労働者災害補償保険法施行令（昭和五十二年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定は、法第二十条の四第二項において準用する法第十四条第二項の政令で定める額について準用する。この場合において、前項中「同条第一項」とあるのは、「法第二十条の四第二項において準用する法第十四条第一項」と読み替えるものとする。

第二条中「（法」の下に「第二十条の五第三項、第二十条の六第三項、第二十条の八第二項、」を加え、同条の表中

障害補償年金 障害年金	障害補償年金、複数事業労働者障害年金及び障害年金
遺族補償年金 遺族年金	遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金及び遺族年金
傷病補償年金 傷病年金	傷病補償年金、複数事業労働者傷病年金及び傷病年金

を

に改める。

第三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定は、法第二十条の五第三項、第二十条の六第三項及び第二十条の八第二項において準用する法別表第一第一号の政令で定める額について準用する。この場合において、前項中「同表」とあるのは「法第二十条の五第三項、第二十条の六第三項及び第二十条の八第二項において準用する同表」と、「障害補償年金及び遺族補償年金」とあるのは「複数事業労働者障害年金及び複数事業労働者遺族年金」と、「傷病補償年金」とあるのは「複数事業労働者傷病年金」と読み替えるものとする。

第四条中「（法」の下に「第二十条の五第三項、第二十条の六第三項、第二十条の八第二項、」を加え、同条の表中

障害補償年金 障害年金	障害補償年金、複数事業労働者障害年金及び障害年金
遺族補償年金 遺族年金	遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金及び遺族年金
傷病補償年金 傷病年金	傷病補償年金、複数事業労働者傷病年金及び傷病年金

を

に改める。

第五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定は、法第二十条の五第三項、第二十条の六第三項及び第二十条の八第二項において準用する法別表第一第二号の政令で定める額について準用する。この場合において、前項中「同表」とあるのは「法第二十条の五第三項、第二十条の六第三項及び第二十条の八第二項において準用する同表」と、「障害補償年金及び遺族補償年金」とあるのは「複数事業労働者障害年金及び複数事業労働者遺族年金」と、「傷病補償年金」とあるのは「複数事業労働者傷病年金」と読み替えるものとする。

第六条中「（法」の下に「第二十条の五第三項、第二十条の六第三項、第二十条の八第二項、」を加え、同条の表中

障害補償年金 障害年金	障害補償年金、複数事業労働者障害年金及び障害年金
遺族補償年金 遺族年金	遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金及び遺族年金
傷病補償年金 傷病年金	傷病補償年金、複数事業労働者傷病年金及び傷病年金

を

に改める。